

豊川市物品の購入及び業務委託に係る一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号）第58条の規定に基づき、豊川市が発注する物品の購入又は業務委託に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、豊川市物品等電子調達実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札の対象)

第2条 一般競争入札に付する案件は、あいち電子調達共同システム(物品等)を利用して入札を行う案件のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、一般競争入札を実施すると競争性が確保できないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 本店又は営業所の所在地を豊川市内に置く者による入札が可能な物品の購入又は業務委託に係る案件

(2) 予定価格が1件3,000万円以上の物品の購入に係る案件

(一般競争入札の入札参加資格等)

第3条 一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 入札公告日において、当該入札対象案件の種類に応じた営業種目で、本市の入札参加者名簿に登録されている者であること。

(2) 入札公告日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 入札公告日から落札決定の日までの間において、指名停止処分を受けている期間にない者であること。

(4) 入札公告日から落札決定の日までの間において、本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する合意書（平成20年2月25日付け豊川市長・愛知県豊川警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(5) あいち電子調達共同システム（物品等）による入札に参加可能なICカードを所有していること。

(6) その他市長が必要と認める要件

2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格者の中に同一人を代表者とする他の法人等がある入札参加資格者は、当該他の法人等が参加する入札には参加することができない。

(一般競争入札の制限)

第4条 市長は、一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、内容に応じて、

次に掲げる事項について制限を付することができる。この場合において、市長は、制限を付したときは、入札の公告において明らかにするものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地
- (2) 履行実績
- (3) 官公署の許認可、資格の取得状況等
- (4) その他市長が特に必要と認める事項
(一般競争入札の公告)

第5条 地方自治法施行令第167条の6第1項に規定する公告は、豊川市役所前の掲示場に掲示し、その公告の写しをあいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービスに掲載するものとする。

(入札後資格確認型一般競争入札の落札候補者)

第6条 市長は、入札後資格確認型一般競争入札にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者）を落札候補者とする。

- 2 落札候補者のうち、最低の価格をもって入札した者を第一順位の落札候補者とする。この場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者の順位を決定するものとする。

(入札後資格確認型一般競争入札の落札決定の保留)

第7条 市長は、前条に規定する落札候補者に対する入札参加資格を確認するため、落札決定を保留するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による落札決定の保留を行った場合は、入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書を送付するものとする。

(入札後資格確認型一般競争入札の入札参加資格確認)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、第一順位の落札候補者に対し、入札参加資格確認資料の提出を求めることができるものとする。

- 2 第一順位の落札候補者は、前項の規定による入札参加資格確認資料を市長に提出しなければならない。

- 3 第一順位の落札候補者が前項の規定による入札参加資格確認資料を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

- 4 市長は、第一順位の落札候補者の入札参加資格の確認を行い、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、その者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について入札参加資格の確認を行うものとする。

- 5 市長は、前項の規定による確認の結果、次順位の落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入

札書の提出をした他の入札参加者のうち、次順位の落札候補者の次に低い価格をもって入札書の提出をしたものから順次、同様に、入札参加資格のある者が確認されるまで、入札参加資格の確認を行うものとする。

(入札後資格確認型一般競争入札の落札者の決定等)

第9条 市長は、前条の確認の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定するものとし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して、その旨を通知するものとする。

2 落札者決定までの間に、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告を行う競争入札から適用する。